



平成 27 年 1 月 22 日
海事局安全政策課

海上輸送の安全にかかわる情報（平成 25 年度）（海上運送法及び 内航海運業法関係）を公表します

本公表は、海上運送法第 19 条の 2 の 2 及び内航海運業法第 25 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表するものであり、商船の海難事故の発生状況や海上運送法等に基づく地方運輸局等による監査の状況と処分・指導事例のほか、運輸安全マネジメント評価の実施状況等をご紹介します。

本公表により、船舶運航事業者及び利用者の輸送の安全確保に対する意識が一層高まることを期待するとともに、一層の安全確保を図るための取り組みを進めてまいります。概要は、別添資料をご参照ください。

「海上輸送の安全にかかわる情報（平成 25 年度）」本文については、以下の国土交通省海事局ホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000006.html

<問い合わせ先>

海事局安全政策課 青木、梅原、雨宮

TEL 03-5253-8111（代表）（内線 43552, 43555, 43557）

5253-8631（直通）

FAX 03-5253-1642

海上輸送(海上運送法及び内航海運業法)の安全にかかわる情報 (平成25年度)

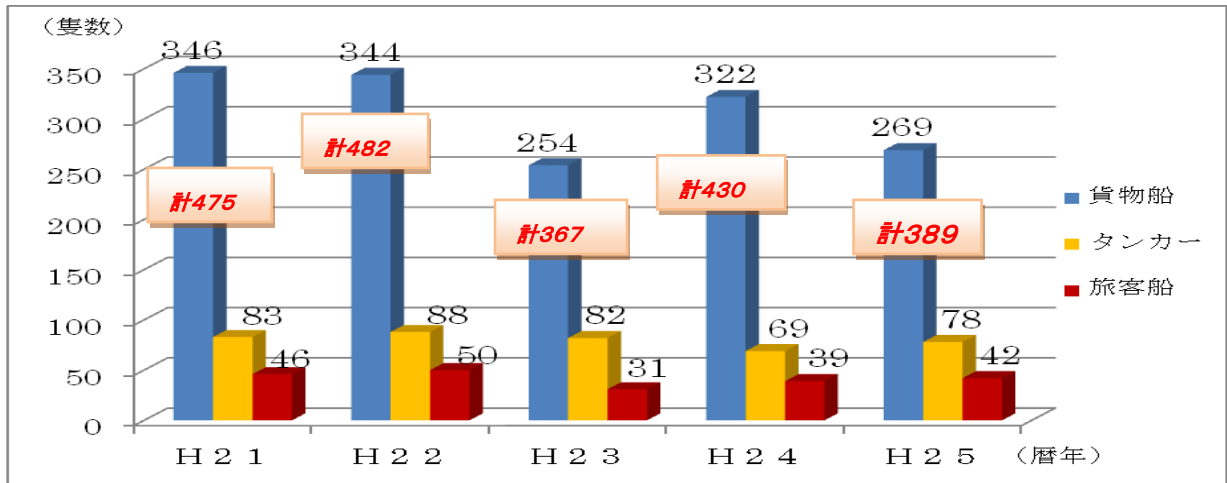
【概要版】

1. 商船の海難事故の発生等状況

(1) 商船の海難隻数の推移

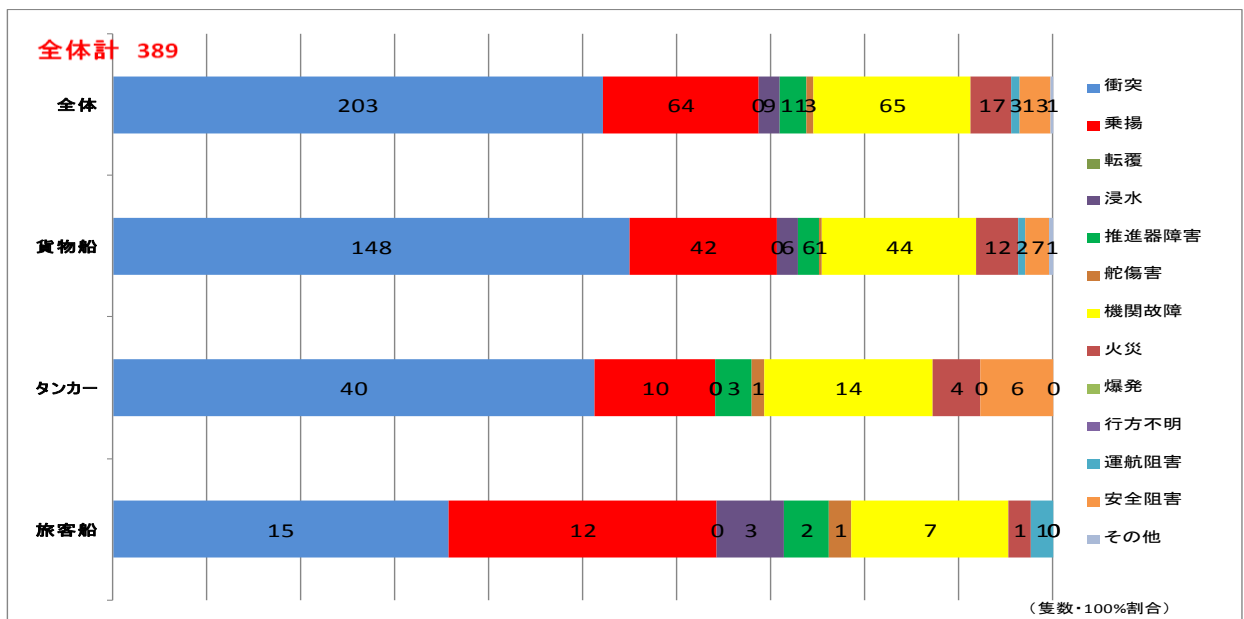
商船(貨物船、タンカー、旅客船)の海難事故隻数は、平成25年においては、対前年比約10%減の389隻となっています。(本邦に寄港しない外国船舶によるものを含む)

また、死者・行方不明者を伴う海難事故の多くは、貨物船が占めています。



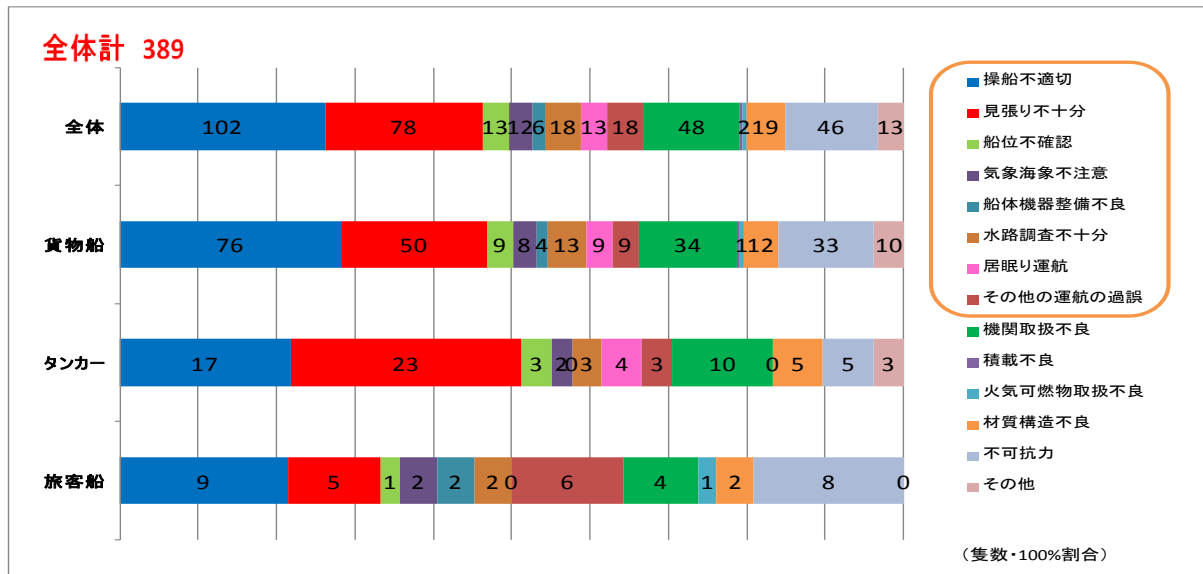
(2) 商船の事故の種類別隻数の状況

商船の事故の約5割は「衝突」によるものであり、次いで「乗揚」、「機関故障」がそれぞれ約2割を占めています。



(3) 商船の事故の原因別隻数の状況

商船の事故原因は人為的要因による運航の過誤が7割近くを占めており、このうち「操船不適切」が3割弱、「見張り不十分」が約2割を占めています。



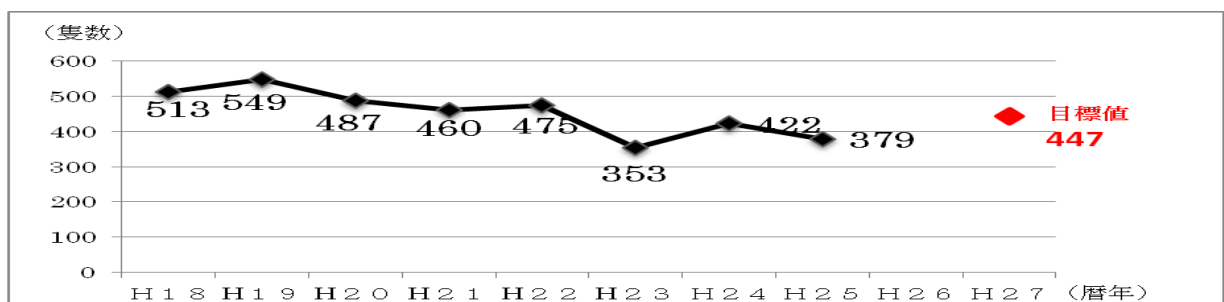
※海上保安庁資料「海難の現況と対策について(平成25年版)」より

2. 商船の海難船舶隻数に係る数値目標

○政策評価における数値目標及び達成状況

国土交通省として定める政策評価(業績指標)において、第9次交通安全基本計画における目標に準じ、第8次交通安全基本計画期間(平成18年～平成22年)の年平均(497隻)と比較して、平成27年までに商船の海難隻数を1割削減(447隻以下)させることを目標とする。

平成25年の実績値は、379隻であり、平成24年に比べ43隻減少(約10%減)し、目標値である447隻を68隻下回っており、過去の実績のトレンドからは目標年に目標値を達成すると見込まれる。(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く)



3. 地方運輸局等における監査の実施状況

運航管理等を通じた船舶航行の安全確保のため、全国の地方運輸局等の運航労務監理官が、船舶運航事業者への立入検査(監査)を実施しています。

平成25年度における運航管理監査の実施件数は、2,429件で、11件の処分(指導を含む。)を実施し、うち2件は「輸送の安全の確保に関する命令」を发出しています。

4. 川下り船等にかかる安全対策について

国土交通省においては、ゴールデンウィーク前から夏期休暇期間中にかけて、警察、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得て、下記のとおり小型船舶（旅客船、プレジャーボート、漁船、川下り船）の安全キャンペーンを実施しました。

（指導内容）

[1] 消防設備及び救命設備の適切な設置特にライフジャケットの適切な備付け・着用

[2] 船舶検査の適切な受検

[3] 小型船舶操縦免許の適切な受有

・特に、複雑な流れなどによる川特有の危険性により、不意に転覆し、乗船者が落水するおそれのある川下り船に対するパトロール指導については、昨年度に策定した「川下り船の安全対策ガイドライン」に沿ったすべての措置を講じるよう安全指導を実施した。



<川下り船等の事業を行う事業者等による救助訓練>